

牧之原市御前崎市広域施設組合指定ごみ袋及び金物専用証紙並びに
指定販売店に関する要綱

牧之原市御前崎市広域施設組合指定ごみ袋及び金物専用証紙並びに指定販売店に関する要綱（平成25年牧之原市御前崎市広域施設組合告示第3号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、牧之原市御前崎市広域施設組合手数料条例（平成12年相良町外2町広域施設組合条例第18号。以下「条例」という。）別表収集手数料の項取扱区分の欄に規定する「管理者の指定する袋又は証紙」（以下「指定ごみ袋等」という。）の指定及びこの袋又は証紙を取り扱う店舗（以下「指定販売店」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（指定販売店の事務）

第2条 指定販売店は、指定ごみ袋等の販売に関し、指定ごみ袋等の代金を購入者から徴収し、指定ごみ袋等を交付するものとする。

2 収集手数料の徴収の事務は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第158条第1項の規定により、指定販売店に委託する。

（指定ごみ袋等の種類、販売単位及び販売価格並びに販売価格の内訳）

第3条 指定ごみ袋等の種類、販売単位及び販売価格並びに販売価格の内訳は、次表のとおりとする。

種 類	販売 単位	販売 価格	販売価格の内訳		
			収集 手数料	製造原価 相当額	販売 手数料
可燃物専用指定袋	10枚1組	200円	100円	70円	30円
ビニール・プラスチック類 専用指定袋	10枚1組	200円	100円	70円	30円
金物・陶磁器専用指定袋	10枚1組	200円	100円	70円	30円
ペットボトル専用指定袋	10枚1組	200円	100円	70円	30円
ガラス専用指定袋	10枚1組	200円	100円	70円	30円
金物専用証紙	1枚	50円	10円	37円	3円

（指定販売店における販売方法）

第4条 指定販売店は、全ての種類の指定ごみ袋等を店舗で取り扱い、適正にその在庫を管理しなければならない。

2 指定販売店は、次の各号に規定する行為をしてはならない。

（1） 前条の表に規定する販売単位及び販売価格を変えて販売すること。

(2) 景品として提供すること。

(3) 購入額に応じて商品や金券に交換可能な点数等の対象にすること。

3 指定ごみ袋等は消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項に規定する非課税品であるため、指定販売店は、前条の表に規定する販売価格に課税して販売をしてはならない。

4 指定ごみ袋等は、常に良好な状態で保管し、紛失又は損傷の防止に努めなければならない。

(指定販売店の指定基準)

第5条 指定販売店の指定の基準は、次のとおりとする。

(1) 組合圏域内(牧之原市(旧相良町の区域)又は御前崎市内)に店舗(日本標準産業分類(平成25年10月改定)に掲げる大分類I—卸売業、小売業に属する事業所のうち、次表に定める小売業の店舗とする。)を設置していること。

中分類	56	各種商品小売業
中分類	57	織物・衣服・身の回り品小売業
中分類	58	飲食料品小売業
中分類	60	その他の小売業

(2) 営業に関し、法令に違反した行為がないこと。

(3) 市税等を完納していること。

2 前項第1号に係る指定の基準は、管理者が特に必要と認める場合については、この限りでない。

(申請)

第6条 指定販売店の指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、取扱いを希望する店舗ごとに、管理者に対し指定ごみ袋等取扱店指定申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

(指定販売店の指定)

第7条 管理者は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、指定販売店として指定し、指定ごみ袋等取扱店指定通知書(様式第2号)を交付するものとする。

2 管理者は、前項に規定する指定を行ったときは、令第158条第2項の規定によりその旨を告示するものとする。

3 第1項の規定により指定販売店として指定された申請者は、速やかに指定ごみ袋、金物専用証紙販売業務契約を組合と締結しなければならない。

4 申請者は、指定販売店として指定されたときは、その店舗の見やすいところに標識(様式第3号)を掲げておかななければならない。

(指定ごみ袋等代金の支払い方法)

第8条 指定販売店は、第11条第2項第1号に規定する日、時間及び場所において

指定ごみ袋等の引渡しを受けようとする場合は、指定ごみ袋等と引き換えに現金払いにより代金を支払わなければならない。

(販売手数料)

第9条 管理者は、指定販売店から指定ごみ袋等の代金が支払われたときは、指定販売店に対し、第3条の表に規定する販売手数料を交付するものとする。ただし、指定販売店から販売手数料を差し引いた額が支払われたときは、販売手数料を交付したものとする。

(指定販売店への指示等)

第10条 管理者は、必要があると認めるときは、指定販売店に対して指定ごみ袋等の取扱方法に関して指示し、又は報告を求めることができる。

(指定ごみ袋等の引渡し)

第11条 指定販売店は、組合から指定ごみ袋等の引渡しを受けようとするときは、組合の指示に従って行わなければならない。

2 指定ごみ袋等の引渡し方法は、次のとおりとする。

(1) 指定販売店は、以下に規定する日、時間及び場所にて引渡しを受けるものとする。

ア 引渡し日

月曜日及び水曜日。ただし、祝日及び12月25日から翌年1月3日までは引渡しを行わない。

イ 引渡し時間

午前9時から12時まで

午後1時から4時まで

ウ 引渡し場所

名称 環境保全センター倉庫

位置 牧之原市笠名1192番地7

(2) 指定販売店は、引渡しに際し、指定販売店コード番号及び店名を前号ア及びイに規定する日及び時間内に口頭で申し出るものとする。

(変更及び辞退の届出)

第12条 指定販売店は、第6条の規定による申請の内容に変更が生じたときは、指定販売店 変更・辞退 届出書(様式第4号)を速やかに管理者に提出しなければならない。

2 指定販売店は、指定を辞退しようとするときは、指定販売店 変更・辞退 届出書(様式第4号)に標識(様式第3号)を添えて、管理者に提出しなければならない。

(指定の取消し)

第13条 管理者は、指定販売店が次の各号のいずれかに該当したときは、指定販売店の指定を取り消すことができる。

(1) 第4条に規定する販売方法に違反したとき。

(2) 第5条に規定する指定基準の要件を欠いたとき。

(3) この要綱に違反したとき。

(4) 2年以上指定ごみ袋等の引渡しがないうとき。

(指定ごみ袋等の返還)

第14条 指定販売店は、前2条の規定により指定を辞退し、又は指定を取り消されたときは、保有する指定ごみ袋等を組合に返還するものとする。

2 組合は、返還された指定ごみ袋等に相当する既納入代金から、相当分の販売手数料を差し引いた額を指定販売店に還付するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。